

(可決)

建設業における2024年問題の早期解決を求める意見書

建設業は、良質な社会資本整備や迅速な災害復旧の担い手として、国民生活に貢献する重要な役割を担うとともに、地域経済活動を支えている。

令和3年後半から、原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により各建設資材価格の高騰がみられたことから、建設業界において、価格転嫁等への対応が困難となる問題が顕在化している。また労働環境を見ても、他産業で標準的な週休2日が建設業には十分に浸透しておらず、年間総実働時間は全産業と比べて90時間長い。この背景には業務の特性や、発注者による著しく短い工期の設定や発注内容の頻繁な変更等の取引慣行の存在等といった課題がある。時間外労働の上限規制については、適用が5年間猶予され、令和6年(2024年)4月から時間外労働の罰則付きの上限規制が適用となるため、「建設業の2024年問題」と言われる担い手不足の深刻化が懸念されている。

特に本県の場合は、中小企業がほとんどであり、慢性的な人材不足に加え、有資格者及び技術者の確保の難しさ、そして冬期間の除雪作業においては青森県独自の課題を有していることから、国を挙げて取組を進めているものもある一方で、課題も多く、2024年問題への対応が遅れている。

よって、国においては、地域に生きる国民生活に貢献し、地域経済の根幹を担う建設業へのより一層の取組強化と各種制度の拡充や見直しが必要であることから、下記対策を講ずるよう強く求める。

記

- 1、時間外労働の罰則付き上限規制の適用に対応するため、建設現場において工期延長の必要性が高まることから、工期設定の適正化を図ること。併せて、週休2日を標準とした取組に移行するとともに、週休2日工事で実際に要した経費を調査し、現行経費に代わる新たな補正措置を講ずること。
- 2、働き方改革を進めるに当たり、技術者不足及び担い手不足感が特に強い中小企業・小規模事業者に対する支援をさらに拡充すること。
- 3、除雪業務における時間外労働の上限規制を、自然災害時の対応と同様に適用除外にすること。国が管轄する各自治体の労働基準監督署において、都道府県単位での統一的な雪害基準を明確にし、適切な指導等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月12日

青森県議会

(第317回定例会・発議第1号・田中順造外43名提出)

(否決)

志賀原発、柏崎刈羽原発の廃炉を求める意見書

元日に発生した能登半島地震は、あらためて原発の危険性をあらわにしました。

原発事故が発生した場合、原発から半径5 kmは直ちに避難、5 km～30 kmは屋内に退避し、モニタリングの結果に基づき避難の有無を判断することになっています。

しかし、今回の地震で志賀原発の30 km圏の通行止めは30 か所、全体の通行止めは145 区間に及び、港の8割が損壊、住宅被害が5万8855棟、モニタリングポストが17カ所で機能しなかったというこれらの事実は、原発事故が起これば避難も屋内退避も不可能になることを示しています。

また、政府は早々に原発の安全性に問題はないと発表しましたが、志賀原発1、2号機の変圧器が破損して外部電源の一部が使えなくなったことを安全性に問題ないとし、変圧器からの油漏れの量ものに訂正するなど危機管理に対する認識が極めて甘いと言わざるを得ません。

政府の地震調査委員会は、今回の地震では海底活断層が連動するなどして約150 kmの岩盤が動いた可能性を指摘しています。最悪の場合、原発事故につながる可能性があります。

よって、国に対し、活断層が活発化している北陸地方にある志賀原発と柏崎刈羽原発の廃炉を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月12日

青森県議会

(第317回定例会・発議第2号・安藤晴美外3名提出)

(否決)

企業及び団体による政治献金の全面禁止を求める意見書

自由民主党の派閥による政治資金パーティーの裏金問題が明るみになり、政治に対する国民の信頼を著しく損なう事態となっています。

政治資金規正法は政党や政治家の政治活動を、国民の不断の監視と批判のもとに置くため、政治資金収支報告書の提出を義務付けています。この趣旨からみて、政治資金収支報告書の未記載が国会の自民党全体に広がっていること自体、大きな問題です。

また、この問題の根源には、企業・団体献金の存在があります。

政治家個人に対するものは禁止されている企業・団体献金が、政治資金パーティー券購入という形で容認され、そのことを通じて裏金づくりが行われていたことがわかりました。カネの力で政治をゆがめる金権腐敗政治そのものです。

パーティー券も含め、企業・団体献金を厳しく規制することが求められています。

よって、青森県議会は、国会および政府に対し、金権腐敗の政治の問題を根絶するため、次のことを強く要請します。

記

- 1 企業・団体による政治献金を全面的に禁止すること。
- 2 政治資金パーティーの収入を政治資金規正法上の寄附とみなし、公開基準については年間5万円を超えるものとする。
- 3 政治資金規正法違反の量刑を全体的に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月12日

青森県議会

(第317回定例会・発議第3号・田名部定男外9名提出)

(可決)

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画危機管理委員会の項を次のように改める。

総務政策こども委員会	総務部、財務部、総合政策部、こども家庭部、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	八人
------------	---	----

第二条の表環境厚生委員会の項中「環境生活部、健康福祉部」を「環境エネルギー部、健康医療福祉部」に改め、同表商工労働観光エネルギー委員会の項を次のように改める。

経済交通観光委員会	交通・地域社会部、経済産業部及び観光交流推進部の所管に属する事項	八人
-----------	----------------------------------	----

第二条の表建設委員会の項を次のように改める。

建設危機管理委員会	県土整備部、危機管理局及び収用委員会の所管に属する事項	八人
-----------	-----------------------------	----

附 則

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 改正前の青森県議会委員会条例第二条に規定する次の表の上欄に掲げる常任委員会の委員として選任された者は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する同表の下欄に掲げる常任委員会の委員として選任された者とみなす。

総務企画危機管理委員会	総務政策こども委員会
環境厚生委員会	環境厚生委員会
商工労働観光エネルギー委員会	経済交通観光委員会
建設委員会	建設危機管理委員会

提案理由

青森県部等設置条例の改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改めるため提案するものである。

(第317回定例会・発議第4号・議会運営委員会委員長 夏堀浩一提出)

(可決)

物流における2024年問題の早期解決を求める意見書

現在、国民の生活や経済を支える重要な社会インフラである物流において、トラックドライバーの年間労働時間は長く、さらに年間所得は低い状況が続いている。2024年4月には、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が適用されることにより、物流の停滞やトラックドライバーの実質的な収入減等が懸念される、いわゆる「物流の2024年問題」に直面しており、この解決が喫緊の課題となっている。

特に本県の農林水産物においては、長距離輸送が多く、集荷施設や卸売市場での荷積み等の時間が長いことに加え、鮮度が求められることから、他産業と比較しても大きな影響を受ける。

政府においては、「物流革新に向けた政策パッケージ」等により、国を挙げて取り組みを進めているが、本県では、運送事業者及び荷主等の事業者の多くが中小企業者で課題も多く、同法の適用等に向けての対応が遅れている。

よって、国においては、地方における物流を持続可能なものとするため、より一層の取組の強化と各種制度の弾力的な運用等が必要であることから、下記対策を講ずるよう強く求める。

記

1. 物流の効率化や荷役時間の削減等、トラックドライバーの就労環境の改善を促進するとともに、運送事業者の経営安定やトラックドライバーの賃金水準向上に向けた運賃の適正化や価格転嫁等の取組を支援し、運送業界の人材確保を図ること。
2. 運賃の値上げにより荷主である生産者・製造業者の負担が増加することで、特に大都市から地理的に離れている地域については、競争力低下による地域経済への影響が懸念されることから、こうした地域における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

青森県議会

(第317回定例会・発議第5号・田中順造外47名提出)